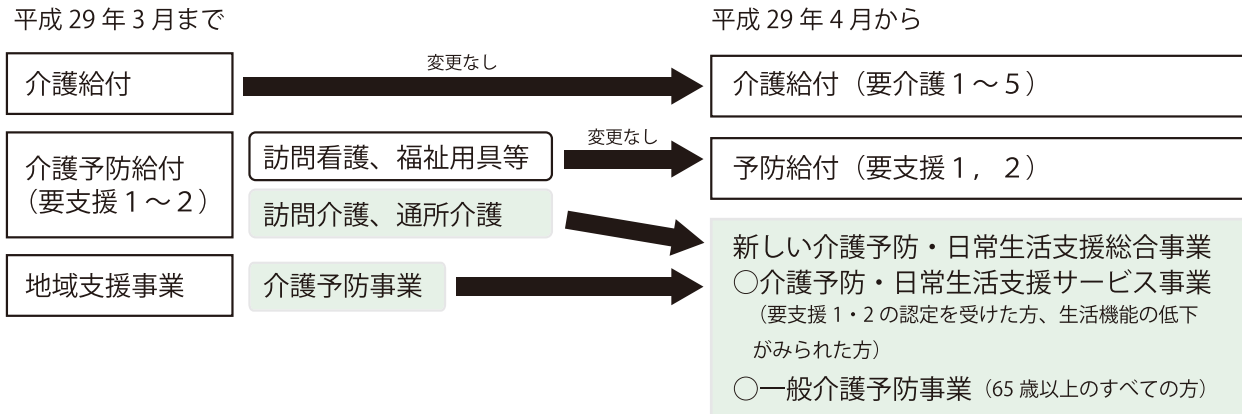


平成 29年 4月より

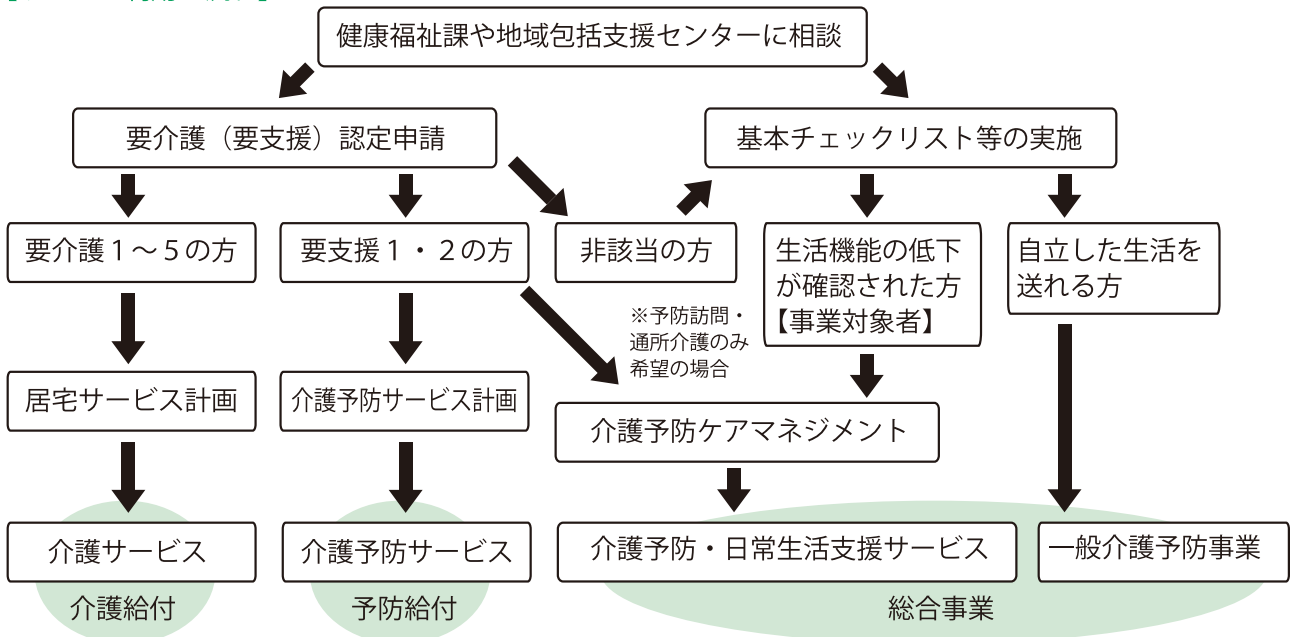
介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指す中、全各市町村で「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります。

【制度改正の概要】



【サービス利用の流れ】



【サービス内容】 (※詳細については5月号に掲載します。)

サービス名	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス	通所型サービスC(短期集中型機能訓練) ※平成 29年 5月開始
サービス内容	○身体介護 (入浴・排泄・食事の介助等) ○生活援助(掃除や整理整頓等)	○入浴・食事 ○機能訓練レクリエーション等	○リハビリ専門職による機能訓練の実施

※利用される方がどのサービスを利用すればよいのかについては、担当の地域包括支援センター職員やケアマネジャーが、本人の意向や心身の状態などを確認したうえでプランを作成します。

健康福祉課 ☎(57)4173

野木町地域包括支援センター ☎(57)2400